

犬の登録と狂犬病予防集合注射を実施します

犬を飼っている人は、狂犬病予防法により犬の登録及び毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。違反者は罰せられることがありますので、必ず登録をして予防注射を受けさせましょう。（注射は生後91日以上の子犬が対象です。）

※ 会場や時間に変更になっている箇所がありますので、ご確認をお願いします。

費用：登録済み犬 3,050 円 新規登録犬 6,050 円（登録 3,000 円＋注射 3,050 円）

日	会 場	時 間	会 場	時 間
4月7日 (月)	伊保木コミュニティセンター前	8:55 ～ 9:05	松中住宅集会所前	10:25 ～ 10:35
	神田倶楽部前	9:15 ～ 9:25	普賢寺仁王門前	10:40 ～ 10:50
	西ノ庄自治会館前	9:30 ～ 9:40	室積コミュニティセンター前公園	10:55 ～ 11:05
	大町会館前	9:45 ～ 9:55	千坊台二丁目公園	11:15 ～ 11:30
	松原川河口付近（海浜荘跡地）	10:00 ～ 10:10		
4月8日 (火)	光市教育委員会駐車場	8:45 ～ 9:00	あいぽーく光駐車場（国道光井川付近）	10:10 ～ 10:20
	光市シルバー人材センター裏	9:05 ～ 9:15	光市民ホール前広場	10:40 ～ 11:00
	グランマスト光井入口付近（光井七丁目）	9:20 ～ 9:35	木の下橋付近（島田七丁目）	11:05 ～ 11:15
	光井コミュニティセンター駐車場	9:40 ～ 9:50	中島田コミュニティセンター前	11:20 ～ 11:30
	光市総合体育館西側駐車場	9:55 ～ 10:05		
4月9日 (水)	浅江神社下公園付近	8:50 ～ 9:00	虹ヶ丘公園駐車場（虹ヶ丘二丁目）	10:15 ～ 10:25
	あさえふれあいセンター前	9:05 ～ 9:15	虹ヶ丘自治センター横	10:35 ～ 10:50
	虹ヶ浜連合自治会館前	9:20 ～ 9:30	浅江コミュニティセンター駐車場	11:00 ～ 11:10
	中村町自治会館前	9:40 ～ 9:50	和田町自治会館前	11:20 ～ 11:30
	虹ヶ丘自治会館前	9:55 ～ 10:10	丸山町自治会館前	11:35 ～ 11:45
4月10日 (木)	今樹住宅自治会館前	8:50 ～ 9:00	（株）通山瓦県道向側付近	10:25 ～ 10:35
	やよい幼稚園横	9:10 ～ 9:20	周防コミュニティセンター駐車場	10:40 ～ 10:50
	岩狩町自治会館前	9:25 ～ 9:35	伊藤公記念公園駐車場	11:00 ～ 11:10
	ゆーぱーく光駐車場西側	9:40 ～ 9:55	黒杭バス停	11:15 ～ 11:20
	山田公会堂横	10:00 ～ 10:10	元日浦商店西側付近	11:25 ～ 11:35
4月11日 (金)	佐田上バス停	9:00 ～ 9:05	大和コミュニティセンター駐車場	10:00 ～ 10:15
	鹿ノ石下公会堂付近	9:10 ～ 9:15	新市橋（あじさい橋）付近	10:30 ～ 10:35
	塩田コミュニティセンター	9:20 ～ 9:25	三輪第三老人憩いの家前（宇立）	10:40 ～ 10:50
	須賀社バス停	9:30 ～ 9:35	三輪西八幡集会所横	10:55 ～ 11:00
	稲葉バス停	9:40 ～ 9:45	大和総合病院旧宿舎〔紫陽花ヤマト〕横	11:05 ～ 11:10
	周地バス停付近（元影土井商店前）	9:50 ～ 9:55	溝呂井川末常橋付近	11:15 ～ 11:20
4月12日 (土)	光市役所駐車場	8:30 ～ 9:00	ゆーぱーく光駐車場西側	10:45 ～ 11:05
	室積コミュニティセンター前公園	9:10 ～ 9:25	光市民ホール前広場	11:15 ～ 11:35
	大和コミュニティセンター駐車場	9:45 ～ 10:05	浅江コミュニティセンター駐車場	11:40 ～ 11:55
	周防コミュニティセンター駐車場	10:20 ～ 10:35		

※飼い犬を登録されている人には案内ハガキを送付しますので、会場に必ずご持参ください。（3月末頃発送予定）

※飼い犬の新規登録と併せて注射を受けさせる場合は、会場で登録用紙をお渡しします。

※会場は混雑が予想されますので、つり銭がいないようご協力をお願いします。

※飼い犬が体調不良の場合は、会場で獣医師に必ずご相談ください。

※飼い犬が病気などで狂犬病予防注射を受けることができない場合は、動物病院で診断を受け、「狂犬病予防注射実施猶予証明書」を交付してもらい、市に必ず提出してください。

※市外の動物病院で接種された場合は、「狂犬病予防注射済証」を市に必ず提出してください。

※他市町村で登録済みの犬が転入した場合や飼い犬が死亡した場合は、市に必ず届け出てください。